



売買参加申請等の手続と 売買参加者の心得

京都市中央卸売市場第二市場

(目次)

◇新規に売買参加の承認を受ける場合

- 売買参加の申請 1
- 補助せり参加の申請 3

◇現在、売買参加の承認を受けている場合

- 補助せり参加の申請 3
- 変更事項・辞退等の届出 4
 - 1 売買参加者（個人）の住所の変更
 - 2 法人の名称・所在地の変更
 - 3 法人の役員の異動
 - 4 法人の売買参加担当者の異動
 - 5 法人の資本・出資額の変更
 - 6 売買参加承認の辞退
 - 7 補助せり参加承認の辞退
 - 8 その他

- 売買参加者の心得 5
- 売買参加者章取扱要領 6
- 売買参加者身分証明書取扱要領 7

売買参加の申請

京都市中央卸売市場第二市場の卸売業者（京都食肉市場株式会社）から卸売を受けようとする者は、市長に申請してその承認を受けなければなりません。（条例第25条第1項）

1 申請者の資格

（1）承認を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければなりません。（規則第23条）

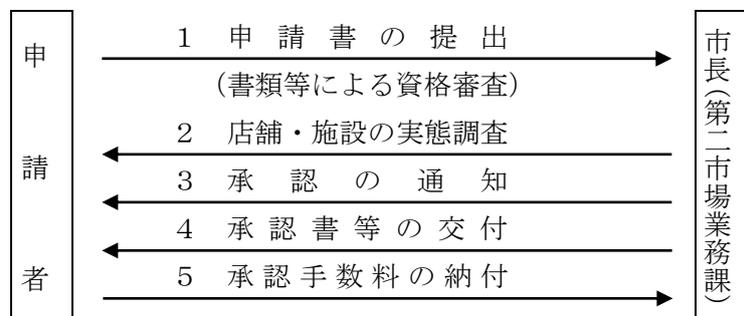
- ア 開設区域内において一定の店舗を有する生鮮食料品等の小売業者
- イ 開設区域内において一定の施設を有する生鮮食料品等の加工業者又は給食業者
- ウ 開設区域内において一定の店舗を有する小売業者が組織する協同組合等の共同仕入機構であって、市場外において一定の分荷場を有するもの
- エ 開設区域内において一定の店舗を有する消費生活協同組合
- オ その他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める者

※ 一定の店舗・施設とは、食品衛生法第52条に基づく営業許可を受けた、衛生上適当と認められるものをいう。

（2）次の項目に該当するときは承認を受けられません。（条例第25条第3項）

- ア 破産者で復権を得ていないとき。
- イ 禁錮以上又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わるか、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないとき。
- ウ 売買参加者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。
- エ 売買参加者として必要な知識、経験又は資力信用を有しないとき。
- オ 卸売業者の役員若しくは従業員であるとき。
- カ 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちにア、イ、ウ及びオのいずれかに該当する者がいるとき。

2 申請手続の概略



※ 必要書類は第二市場業務課（以下「業務課」という。）でお渡しします。

3 申請に必要な書類（規則第24条）

申請者（個人・法人）によって提出していただく書類が異なります。添付書類等の記入その他詳細については業務課へお問い合わせください。

(1) 個人の場合

番号	書類名	提出数	備考
1	売買参加承認申請書	1	様式1
2	履歴書	1	〃 2
3	誓約書	1	〃 3
4	財産目録	1	〃 4
5	事業計画書	1	〃 5
6	住民票の抄本	1	区役所・市町村役場で交付されます。
7	印鑑登録証明書	1	〃
8	住民税の納税証明書	1	〃
9	身分証明書	1	本籍地の区役所・市町村役場で交付されます。
10	営業許可書（コピー）	1	申請書名義のもの
11	写真	2	ライカ判(3.5cm)×(2.5cm) 正面・脱帽・上半身

※ その他市長が特に必要と認める書類

(2) 法人の場合

番号	書類名	提出数	備考
1	売買参加承認申請書	1	様式1
2	履歴書	該当者数	〃 2 業務を執行する役員全員及び売買参加担当者
3	誓約書	1	〃 3
4	財産目録	1	〃 4
5	事業計画書	1	〃 5
6	住民票の抄本	該当者数	業務を執行する役員全員 区役所・市町村役場で交付されます。
7	身分証明書	該当者数	業務を執行する役員全員 本籍地の区役所・市町村役場で交付されます。
8	代表者の印鑑証明書	1	地方法務局で交付されます。
9	法人の登記簿謄本	1	〃
10	定款	1	
11	役員及び売買参加担当者名簿	1	様式6 用紙は業務課でお渡しします。
12	株主・出資者・組合員等の名称・氏名及びその持株数・出資額を記載した書面	1	様式7 〃
13	営業許可書（コピー）	1	申請者名義のもの
14	写真（売買参加担当者）	2	ライカ判(3.5cm)×(2.5cm) 正面・脱帽・上半身

※ その他市長が特に必要と認める書類

※ 中小企業等協同組合法及び農業協同組合法に基づく組合等の役員にあつては、「住民票の抄本」及び「身分証明書」に代えて、「登記事項に変更及びある事項の登記がないことの証明書」を提出してください。
(注意) 申請書その他添付書類への押印は、必ず印鑑(登録)証明書と同一の印鑑を使用してください。

4 店舗・施設の実態調査

申請書の提出後、次のことについて営業場所へ調査に伺います。

- (1) 営業許可書の確認
- (2) 店舗・施設の設備状況
- (3) 営業状況等

5 承認書等の交付

申請書類の審査及び実態調査の後、承認の要件に適した場合通知しますので、業務課で次の書類を受領してください。

- (1) 承認書
- (2) 売買参加者章
- (3) 売買参加者身分証明書

6 承認手数料の納付(条例第79条, 規則第130条)

売買参加者の承認を受けたときには手数料を納付してください。また、売買参加者章については実費をいただきます。(規則第132条第4項)

※ 手数料: 1, 000円 売買参加者章実費: 597円

補助せり参加の申請

従業員等を補助せり参加者としてせり取引に参加させようとする場合は、売買参加者が市長に申請してその承認を受けなければなりません。(規則第27条)

1 補助せり参加者の資格

補助せり参加をできるのは、その申請をする売買参加者の役員又は従業員のうち、当市場のせり取引に参加するのに必要な知識及び経験を有する者に限られます。(規則第27条)

2 申請の手続

承認申請には、次の書類を業務課へ提出してください。

番号	書類名	提出数	備考
1	補助せり参加承認申請書	2	業務課でお渡しします。
2	履歴書	1	〃
3	住民票の抄本	1	区役所・市町村役場で交付されます。
4	身分証明書	1	本籍地の区役所・市町村役場で交付されます。

5	写	真	2	ライカ判(3.5cm)×(2.5cm) 正面・脱帽・上半身
---	---	---	---	----------------------------------

※ その他市長が特に必要と認める書類

(注意) 申請書等への押印は、必ず売買参加承認申請書に押印したものと同一の印鑑を使用してください。印鑑を変更している場合には印鑑(登録)証明書を添付してください。

3 承認書等の交付

申請書類の審査の後、承認の要件に適した場合通知しますので、業務課で次の書類を受領してください。

- (1) 承認書
- (2) 補助せり参加者身分証明書

変更事項・辞退等の届出

売買参加の承認を受けた後、次の事項に変更があった場合又は承認を辞退する等の場合には、各々必要な書類を添付して業務課まで届け出てください。(条例第27条, 規則第19・27条)

1 売買参加者(個人)の住所を変更した場合

住所変更届	用紙は業務課でお渡しします。
住民票の抄本	区役所・市町村役場で交付されます。

2 法人の名称又は所在地を変更した場合

名称・所在地変更届	用紙は業務課でお渡しします。
法人の登記簿謄本	地方法務局で交付されます。

3 法人の役員に異動があった場合

役員変更届	用紙は業務課でお渡しします。	新たに役員になられた方, 全員分
履歴書	〃	
住民票の抄本	区役所・市町村役場で交付されます。	
身分証明書	本籍地の区役所・市町村役場で交付されます。	
法人の登記簿謄本	地方法務局で交付されます。	

※ 中小企業等協同組合法及び農業協同組合法に基づく組合等の役員にあつては、「住民票の抄本」及び「身分証明書」に代えて、「登記事項に変更及びある事項の登記がないことの証明書」を提出してください。

4 法人の売買参加担当者に異動があった場合

売買参加担当者変更届	用紙は業務課でお渡しします。
履歴書	〃
写真	ライカ判(3.5cm)×(2.5cm)・正面・脱帽・上半身

5 法人の資本若しくは出資の額を変更した場合

資本・出資額変更届	用紙は業務課でお渡しします。
法人の登記簿謄本	地方法務局で交付されます。

6 売買参加の承認を辞退する場合

売買参加承認辞退届	用紙は業務課でお渡しします。
-----------	----------------

7 補助せり参加の承認を辞退する場合

補助せり参加承認辞退届	用紙は業務課でお渡しします。
-------------	----------------

8 その他

(1) 売買参加者（個人）が死亡した場合、相続人は、売買参加者死亡届を提出してください。

売買参加者死亡届	用紙は業務課でお渡しします。
----------	----------------

(2) 売買参加者（法人）が解散した場合、清算人は、売買参加者解散届を提出してください。

売買参加者解散届	用紙は業務課でお渡しします。
----------	----------------

(注意) 諸届への押印は、必ず売買参加承認申請書に押印したものと同一の印鑑を使用してください。印鑑を変更している場合には、印鑑（登録）証明書を添付してください。その他詳細については業務課へお問い合わせください。

なお、書類の郵送を希望される場合は、返信用封筒を同封して、下記まで御依頼ください。

(あて先) 京都市中央卸売市場第二市場業務課

(住所) 〒601-8361 京都市南区吉祥院石原東之口2番地

(電話) (075) 681-5791

(FAX) (075) 681-5793

売買参加者の心得

売買参加者は、次に掲げる事項を必ず守ってください。

- 1 せりに参加するときは、売買参加者章をせり人が確認できる位置につけること。
- 2 第二市場に入場する際には、必ず売買参加者身分証明書を携帯すること。
- 3 補助せり参加者を売買に参加させようとする場合には、必ず事前に市長に申請し、その承認を受けること。
- 4 第二市場で買い受けた物品の代金は、即日、卸売業者に対し支払うこと。ただし、卸売業者との間で支払猶予の特約を結んだ場合はこの限りではない。
- 5 次の事項に該当する場合には、必ず市長に届け出ること。
 - (1) 住所、所在地、氏名、名称等を変更したとき。
 - (2) 法人において、役員又は売買参加担当者の異動があったとき、又は資本若しくは出資額を変更したとき。

- (3) 廃業等により、卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
- (4) 売買参加者章又は売買参加者身分証明書を紛失したとき。
- (5) 売買参加者としての資格要件を欠くに至ったとき。
- (6) 売買参加者が死亡又は解散したときは、相続人あるいは清算人がその旨を届け出ること。

次に掲げる行為は、行政処分の対象となる場合がありますので十分注意してください。

- 1 取引について不正又は不当な行為が認められたとき。
- 2 買受代金の支払いを怠ったとき。
- 3 市場の業務や市場内の他人の業務を妨害したとき。
- 4 その他卸売市場法及び京都市中央卸売市場業務条例に違反する行為を行ったとき。

売買参加者章取扱要領

1 目的

この要領は、市場における円滑な取引と適正な売買参加業務の遂行を図るため、売買参加者章の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 売買参加者章番号

売買参加者章の番号は、1番からの追番数字とする。

3 交付

売買参加者章（別記様式）は京都市中央卸売市場業務条例施行規則第132条の規定により売買参加者に交付する。売買参加者章の交付を受ける際には印鑑を持参すること。

4 着用

売買参加者は、市場内においては、売買参加者章を常に着用しなければならない。

5 着用の位置

売買参加者章を着用する場合は、他人が見て明確に認識できるように取りつけなければならない。

6 返還

次の各号の一に該当する場合は、ただちに売買参加者章を京都市に返還しなければならない。

- (1) 売買参加者が死亡、廃業等によりその資格を失ったとき。
- (2) 売買参加者が売買参加の承認を取り消されたとき。

7 保管

- (1) 売買参加者は売買参加者章の不正使用を防止し、適正な業務の遂行を期するため、売買参加者章の保管については十分注意すること。
- (2) 売買参加者が売買参加の停止又は売買の差し止め処分を受けたときは、売買参加者章を京都市が一時保管する。

8 再交付

- (1) 売買参加者章を紛失又は損傷した場合は、ただちにその旨を届け出て、その再交付を受けなければならない。（損傷により再交付を受ける場合は、当該損傷した売買参加者章を添えること。）
- (2) 売買参加者章を再交付するまでは仮章（様式は本章に準じ番号は赤色とする。）を交付する。

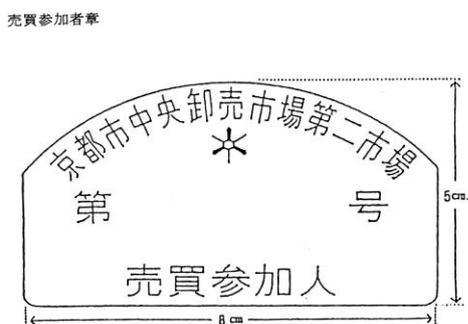
- (3) 再交付章及び仮章の番号は当初の売買参加者章と同一番号とする。
- (4) 売買参加者章を再交付する場合は、仮章と引換えに交付するものとし、実費を徴収する。

9 処分

次の各号の一に該当する者に対しては、京都市は、売買参加の取り消し、入場停止その他必要な処分を行うことがある。

- (1) 売買参加者章を着用しないで売買に参加した者
- (2) 拾得した売買参加者章又は売買参加者として資格を失った者、売買参加の停止若しくは売買差し止めの処分を受けている者の売買参加者章その他、他人の売買参加者章を着用して売買に参加した者
- (3) 売買参加者章を他人に貸与又は譲渡した者
- (4) 売買参加者章を改ざん又は偽造した者
- (5) その他京都市中央卸売市場関係諸法規又はこれに基づいて行う指示若しくは処分に違反した者

別記様式



売買参加者身分証明書取扱要領

1 目的

この要領は、市場における売買参加者身分証明書（以下「証明書」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 交付

売買参加者には、証明書（別記様式）を交付する。

3 携帯

証明書は常時これを携帯し、本市職員が呈示を要求したときは、ただちにこれに応じなければならない。

4 有効期間

この証明書の有効期間は、京都市中央卸売市場業務条例第25条の規定に基づき売買参加者として市長の承認を受けている間とする。

5 返還

次の各号の一に該当する場合は、ただちに証明書を京都市に返還しなければならない。

- (1) 売買参加者が死亡、廃業等により、その資格を失ったとき。
- (2) 売買参加者の承認を取り消されたとき。

6 再交付

証明書を紛失又は損傷した場合は、ただちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。(損傷により再交付を受ける場合は、当該損傷した証明書を添付すること。)

7 記載事項の変更

証明書の記載事項に変更があったときは、ただちにその旨を届け出て訂正を受けなければならない。

8 無効

次の各号の一に該当する場合は、その証明書は無効とする。

- (1) 他人が行使したとき。
- (2) 紛失の届出があったとき。
- (3) 損傷のはなはだしいため記載事項を認めにくいとき。
- (4) 記載事項を改ざんしたとき。
- (5) 資格を失ったとき。

9 禁止事項

売買参加者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 証明書を他人に貸与又は譲渡すること。
- (2) 改ざん又は偽造すること。

別記様式

売買参加者身分証明書	
住所	第 号
氏名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
生年月日	
明治	
大正 年 月 日	
昭和	
年 月 日 発行	
京都市中央卸売市場第二市場	
裏	
1. 常時本証を携帯し、本市職員が呈示を求めたときは、ただちにこれに応じなければならない。	
2. 記載事項に変更があったときは、ただちに届出て訂正を受けなければならない。	
3. 紛失または損傷したときは、ただちに届出て再交付を受けなければならない。	
4. 本証を他人に貸与または譲渡してはならない。	
5. 本証を改ざんまたは偽造してはならない。	
6. 売買参加者でなくなったときは、必ず変換しなければならない。	
7. 本証の有効期限は売買参加者として市長の承認を受けている間とする。	